令和元年度　認証評価

別府溝部学園短期大学
自己点検・評価報告書

令和元年８月

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］

＜根拠資料＞

・学校法人溝部学園諸規程綴(備付資料-規程集)
・個人調査票(様式 1)「個人調書」(備付資料 3-1)
・個人調査票(様式 2)「職務調書」(備付資料 3-2)
・個人調査票(様式 3)「研究業績書」(備付資料 3-3)
・個人調査票(様式 4)「教育研究業績数および学外活動状況」(備付資料 3-4)
・非常勤教員一覧表(備付資料 3-5)
・『別府溝部学園短期大学紀要』(備付資料 3-6)
・『別府溝部学園短期大学新聞』(備付資料 3-7)
・別府溝部学園短期大学ホームページ(備付資料 3-8)
ホーム＞大学紹介-情報公開-修学上の情報等-平成 30 年度修学上の情報等-教員組織-各教員が有する学位及び業績
http://dl1.dl.sua.jp/dl/6673-713df059ff1e22ee876fe41a53c120be
・専任教員年齢構成表(備付資料 3-9)
・専任教員の研究活動状況表(備付資料 3-10)
・外部研究費獲得状況表(備付資料 3-11)
・短大専任職員一覧表(備付資料 3-15)
・FD・SD 活動報告書(備付資料 3-16)
・学校法人溝部学園組織図(備付資料 3-101)

［区分　基準Ⅲ-A-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
(2)　短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
(3)　専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規程を充足しており、それを公表している。
(4)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
(5)　非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規程を遵守している。
(6)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
(7)　教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分　基準Ⅲ-A-1 の現状＞

(1)本学は、ライフデザイン総合学科(ファッションデザインコース、グラフィックデザインコース、医療事務コース、国際経営ビジネスコース(留学生)、日本語教育コース(留学生))、食物栄養学科(保育健康コース、医事健康コース、温泉コンシェルジュコース)、幼児教育学科、介護福祉学科で構成されており、短期大学設置基準第 20 条及び第 22 条に基づき、それぞれの入学定員及び分野区分に応じた教員組織を編成している。

また、本学の教員組織は、建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」に基づく教育目的を確実に具現化するための組織として整備されたものであり、学長以下、教授 19 人、准教授 13 人、講師 4 人、助教 10 人、合わせて 46 人の専任教員数である。

(2)それぞれの学科における専任教員の教員組織は短期大学設置基準を上回っている状況で、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

短期大学設置基準に規程する必要専任教員数(教授数)を算出すると、ライフデザイン総合学科は必要専任教員数 4 人(教授数 2 人)のところ 12 人(教授数 5 人)、食物栄養学科は必要専任教員数 4 人(教授数 2 人)のところ 12 人(教授数 5 人)、幼児教育学科は必要専任教員数 8 人(教授数 3 人)のところ 12 人(教授数 6 人)、介護福祉学科は必要専任教員数 7 人(教授数 3 人)のところ 8 人(教授数 4 人)であり、全学科とも基準を満たしている。また、下記表の基準(ロ)表の 4 人(教授数 2 人)を加えて 27 人(教授数 12 人)となるが、実数は 44 人(教授数 20 人)である。

									設置基準	
	教授	准教授	講師	助教	助教以上計	助手	計	教務事務実習助手	(イ)表	(ロ)表
ライフデザイン総合学科	5	4	2	1	12	1	13	0	4(2)	
食物栄養学科	5	3	2	2	12	2	14	2+2	4(2)	
幼児教育学科	6	3	2	1	12	2	14	1	8(3)	
介護福祉学科	4	3	0	1	8	0	8	1	7(3)	
計	20	13	6	5	44	5	49	2+2	23(10)	+4(2)
※設置基準	12				27				( )は教授数	
	イ:10、ロ:2				イ:23、ロ:4					

(3)本学専任教員の選考は短期大学設置基準に沿って定められた「別府溝部学園短期大学教職員選考基準に関する規則」に基づき行われ、その職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規程を充足している。

また、学位、教育実績、研究業績、制作物発表は主なものについてホームページ上で公開している。詳細、その他の経歴等については公表していない。

参照:別府溝部学園短期大学ホームページ(備付資料 3-8)、備付資料-規程集 12-1-2「別府溝部学園短期大学教職員選考基準に関する規則」

(4)各学科の教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)に基づき、専任教員と非常勤職員を適切に配置している。各学科授業科目担当者の、専任・兼担・兼任別の内訳人数は、下表のとおりである。

学科・専攻別授業科目担当教員数　専任・兼担・兼任別（人）

	ライフデザイン総合学科			食物栄養学科			幼児教育学科			介護福祉学科		
分類	専任	兼担	兼任	専任	兼担	兼任	専任	兼担	兼任	専任	兼担	兼任
人数	13	15	34	14	17	27	14	9	19	8	7	4

(5)非常勤教員の選考は「別府溝部学園短期大学教職員選考基準に関する規則」「別府溝部学園短期大学非常勤講師就業規程」に基づいて専任教員と同様に選考が行われており、非常勤教員についても、学位、研究業績、その他の経歴等で短期大学設置基準の規程を充足している。

参照：外部研究費獲得状況表(備付資料 3-11)、備付資料-規程集 12-1-2「別府溝部学園短期大学教職員選考基準に関する規則」、19-2「別府溝部学園短期大学非常勤講師就業規程」

(6)補助教員として、助手・実習助手を合計 9 名配置している。演習・実験・実習を伴う授業については、各学科の教育方針に基づき複数の教員が授業に関わるよう時間割を編成し対応している。

(7)教員の採用・昇任に関する規程として「教職員選考規程」「教職員服務規程」「別府溝部学園短期大学教職員選考基準に関する規則」「別府溝部学園短期大学教職員評価規程」を整備しており、これら規程に基づいて教員の採用・昇任の具体的な手続きを適切に実施している。採用は、学科長及び短大部長による審査の上、選考資料を添えて採用又は承認を上申し、学長を委員長とする教員資格審査委員会による審査の上、理事長が承認、任命を行っている。教育職員就任後の資格昇任については、教授会(教員資格審査委員会)において資格審査を行ったのち辞令を交付する。

参照：「個人調査票(様式 1)」(備付資料 3-1)、「個人調査票(様式 2)」(備付資料 3-2)、「個人調査票(様式 3)」(備付資料 3-3)、「非常勤職員一覧表」(備付資料 3-5)、備付資料-規程集 12-1-1「教職員選考規程」、12-1-2「別府溝部学園短期大学教職員選考基準に関する規則」、12-2-4「別府溝部学園短期大学教職員評価規程」、19-1「教職員服務規程」

［区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

(2)　専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。

(3)　専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

(4)　専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

(5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
(6) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
(7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
(8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
(9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
(10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
(11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-2 の現状＞

(1)専任教員の研究活動は、所属する学科の教育課程もしくは自身の担当科目の授業内容に基づいて行われており、成果は各所属学会および本学発行の別府溝部学園短期大学紀要等において発表されている。平成 30 年度は紀要 41 号(平成 30 年 9 月発行)に 8 編、紀要 42 号(平成 31 年 3 月発行)に 10 編の研究論文および報告がまとめられている。また、海外における研究会への発表・報告も積極的に実施されている。

参照:『別府溝部学園短期大学紀要』(備付資料 3-6)

(2)専任教員は、論文発表・学会活動等の研究活動及び社会貢献活動を、教育課程編成・実施の方針の担当授業科目に基づいて進め、その結果を、ホームページにおいて公開している。掲載内容は、各教員の申請に基づき、随時更新している。また研究紀要を年 1～2 回(3 月・9 月)に発行し、専任教員の研究成果を発表する機会を確保している。編集は本学専任教員があたっている。学外における研究発表等については年 1 回発行の別府溝部学園短期大学新聞に掲載している。

参照:『別府溝部学園短期大学新聞』(備付資料 3-7)

(3)過去 3 ヶ年(平成 28 年度～平成 30 年度)の外部資金獲得状況は、平成 28 年度に産学連携等関係 3 件、科学研究費 0 件、特別補助 0 件、平成 29 年度は産学連携等関係 1 件、科学研究費 0 件、特別補助 0 件、平成 30 年度は産学連携等関係 2 件、科学研究費 0 件、特別補助 0 件の採択である。平成 30 年度における産学連携等関係は本学の食物栄養学科が地方創生大学等連携プロジェクト支援事業の一環として、①地域の課題解決や地域の食文化や食の魅力を研究する「学生による地域ブラッシュアップ事業」②大分県内の観光資源を発信できるスキルを習得できる人材の育成を進める「大分プロモーション事業」を行った。この他、資金獲得案件とまでは言えないものの、JA おおいたと連携協定のもと、協働で地域の特産物(七瀬柿)を使用した商品開発に取り組み、研究開発費の援助を受けるなどの活動を実施している。同様に、玖珠町の大麦プロジェクト研究会より大麦の商品化へ向けた研究開発費の支援を受けて成果をあげている。本学が取り組んでいる地域連携活動の成果が表れていると言える。

参照:「非常勤職員一覧表」(備付資料 3-5)

(4)専任教員の研究活動に関する規程として「別府溝部学園短期大学研究倫理規程」「別府溝部学園短期大学公的研究費運営・管理規程」「別府溝部学園短期大学科学研究費補助金事務処理規程」「別府溝部学園短期大学科学研究費補助金支出基準」が整備されて

いる。これらの規程に基づき、学外における教育研究研修活動費として、学科毎に助手職以上の人数×5 万円の予算を配分している。図書購入費は学科毎に 100 万円を配分している。教員の研究経費は、必要に応じて学長決裁があれば使用が可能で有り、上限は定めていない。教員の研究を推進し高度な研究も可能とするため、学長決裁により支出できるように制度を設けている。また、全教職員を対象に所属学会や研修組織等の年会費を補助し、これらの参加を促すために、年 3 回までの参加費・旅費・情報交換会参加費の全額を補助する制度を設けている。海外研修旅費は、教員が海外の学会等で発表する場合は、学長決裁で旅費の 2 分の 1 を支給する制度を設けている。

参照：備付資料-規程集 10-6「別府溝部学園短期大学研究倫理規程」、10-1「別府溝部学園短期大学公的研究費運営・管理規程」、10-2「別府溝部学園短期大学科学研究費補助金事務処理規程」、10-3「別府溝部学園短期大学科学研究費補助金支出基準」

(5)研究倫理を遵守するための取組みとして、「別府溝部学園短期大学 FD・SD 委員会規程」に基づく FD 研修として e-learning による研究倫理教育の受講を全専任教員に課している。また「別府溝部学園短期大学研究倫理規程」に基づき、審査が必要だと判断される研究については適宜「企画運営委員会」にて審査を行っている。

参照：備付資料-規程集 43「別府溝部学園短期大学 FD・SD 委員会規程」、10-6「別府溝部学園短期大学研究倫理規程」

(6)「別府溝部学園短期大学紀要投稿規程」(備付資料-規程集 10-7)に基づき、専任教員の研究成果を発表する機会として年 1～2 回の紀要発行を行っている。
(平成 27 年度以前は年 2 回 3 月発行。平成 28・29・30 年度は 9 月、3 月の 2 回発行している。令和元年度は 3 月のみの予定)

(7)専任教員のための研究室として、学科毎に整備している。しかし、全教員に対して 1 人 1 室となっていないのが実情で、以前からの課題である。今後も研究を行うのに十分なスペース確保に努める必要がある。現在、学長の指示で法人本部として研究室整備の検討を進めている。

(8)専任教員は、授業準備・実施、学生に対する学習指導、生活指導、あるいはその他の業務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくいのが実情である。研究活動支援として長期休暇中に研究に従事する時間の確保を可能にする自宅研修日を設定している。これらの課題解決のため教員が担当している事務作業の軽減のため、事務職員の採用を進めている。しかし、人件費の高騰につながる恐れがあるという理由で毎年 1 人ずつの雇用を計ることとして進められている。

(9)現在、教員が海外の学会等で発表する場合は、その都度学長決裁で旅費の 2 分の 1 を支給する制度を設けているものの、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程はまだ整備されておらず、これから早急に整備すべき課題である。

(10)FD 活動に関する規程として、「別府溝部学園短期大学 FD・SD 委員会規程」(備付資料-規程集 43)を明確に定めており、大学の教育、研究、社会サービス機能の充実を図るための教員の資質開発を目的として、全学を挙げて FD 活動に取り組んでいる。

学科単位で FD 部会を構成し、FD 活動の企画立案、実施状況の把握、実施効果の評価等を行っている。FD 部会は、本学の方針や学生の現状に鑑み、それぞれ取り組むテーマを決め、学科会議の際に議題の一つとして時間を設けて討議し、その結果を FD 実施

報告書としてまとめる。更に、年に 3 回程度全教員を対象とした FD 研修を企画し、意見交換および討論を行い全学レベルで知識の共有化を図っている。各教員はこれらの研修とともに、学期末の学生による授業評価アンケート及び卒業時のアンケート等をもとに、自身の担当科目について評価・改善に役立てている。

(11)専任教員は、授業を行う以外に学生の学習成果を向上させるために多様な業務を分掌するとともに関係部署との連携を図っている。

専任教員は、各科目担当者として、また、各クラス・ホームルームの指導教員として業務に当たっているためにその連携はスムーズである。学科単位で相互に連携し、会議を通して情報を共有し、学習成果の向上を図るとともに学生状況の把握に努めている。

さらに学生支援の窓口として学生サポートセンターを設置し、各委員会組織、事務組織へと支援を繋げている(教務課、学生課、厚生課、就職支援課、国際交流課、教職課程部会、実習部会、インターンシップ部会、舎務・シェアハウス委員会等)。

参照:「個人調査票(様式 4)」(備付資料 3-4)、『別府溝部学園短期大学紀要』(備付資料 3-6)、『別府溝部学園短期大学新聞』(備付資料 3-7)、別府溝部学園短期大学ホームページ(備付資料 3-8)、「専任教員年齢構成表」(備付資料 3-9)、「専任教員の研究活動状況表」(備付資料 3-10)、「外部研究費獲得状況」(備付資料 3-12)、「FD・SD 活動報告書」(備付資料 3-16)

[区分　基準Ⅲ-A-3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　事務組織の責任体制が明確である。
(2)　事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
(3)　事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
(4)　事務関係諸規程を整備している。
(5)　事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
(6)　防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
(7)　SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
　① 事務職員(専門的職員等を含む)は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
(8)　日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
(9)　事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-3 の現状＞

(1)事務組織は「別府溝部学園短期大学業務機構・分掌規程」に基づき、法人事務局として総務課(法人係・学務係)、経理課(財務係・会計係)、管財課を設置し、短期大学学部として教務課、学生課、厚生課、国際交流課、就職支援課、入試広報課、同窓会、後援会、及び、学長直属組織として教学改革戦略会議、図書館、学生サポートセンタ

ー、地域連携センター、IR 室を配置している。また、事務組織を円滑に運営するために、企画運営委員会以下、各種委員会及び評議会を別に設置している。平成 30 年度は委員会 12、評議会 1、が活動している。

参照：備付資料-規程集 9-8「別府溝部学園短期大学業務機構・分掌規程」、学校法人溝部学園組織図(備付資料 3-101)

教員以外の職員の概要(人)　（平成３０年５月１日現在）

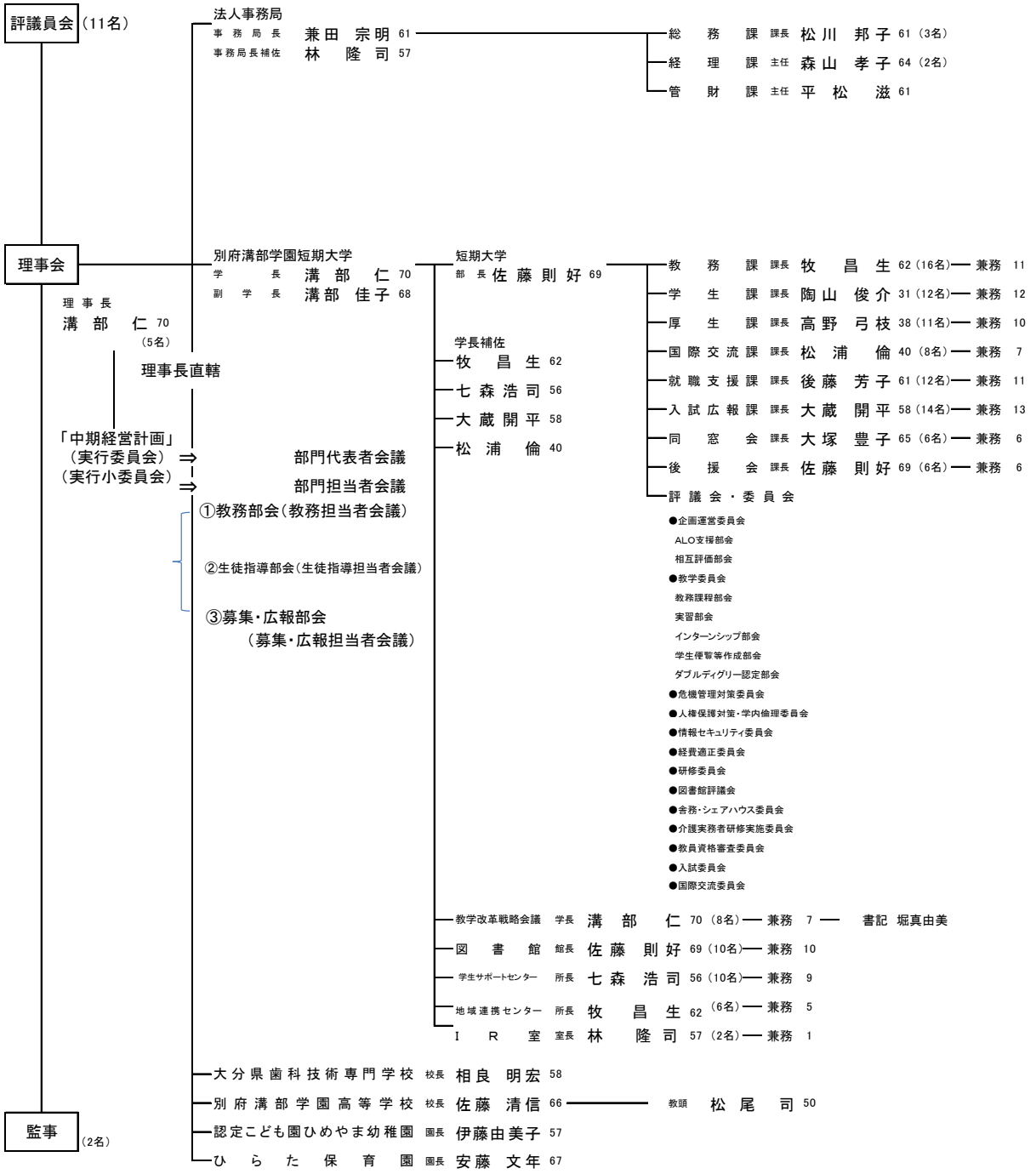
	専任	兼任	計
事務職員	4	0	4
技術職員	0	0	0
図書館	1	0	1
実習助手	4	0	4
その他の職員	1	2	3
計	10	2	12

(2)本学の事務組織は、理事長・学長の下に、管理運営を事務局長が担っている。教学の運営としては短期大学部長が運営を担っている。大学全体のバランスと各々の資格及び能力を鑑みて、教員の兼務者も含んで事務職員の適切な人員確保と配置を行っている。事務職員は専門的な職能向上を図るため、外部研修等を受講し、必要な職務能力を修得している。学外の研修会参加者は内容を報告し、情報を共有しながら事務職相互の能力向上を図っている。

平成30年5月1日現在

学校法人名	学校法人　溝部学園
法人番号	442003

学校法人　溝部学園組織図



(3)適性にあった人員配置を行っている。また中期経営計画の人件費節減の方針から、教育研究活動に支障をきたさない範囲において、任期制職員の活用も行っている。教務関係、学生指導・支援関係の業務は、教員の兼務者を中心に事務が執行されていることから、事務職員の情報・意識の共有化や事務作業の効率化につながっており、学生にとっても利便性が高まっている。反面、業務量の多さから事務職員及び兼務者の勤務時間が超過している現状があり、働き方改革の推進のもと、能力や適性を十分に

発揮できる環境を整えていく改善が期待されている。
(4)事務に関する規程は、事務を司るものだけではなく、業務に関係するものも含む規程として主に次のように整備してある。
「事務組織規程」「文書取扱規程」「起案決裁規程」「公印取扱規程」「運営管理規程」「運営管理規程」「教授会規程」ほか経理、資産等に関する諸規程。
参照：備付資料-規程集 4「事務組織規程」、5-1「文書取扱規程」、5-2「起案決裁規程」、6「公印取扱規程」、8-1「運営管理規程」、11「教授会規程」
(5)事務局に配置しているパソコンは、文書処理、情報処理、ネットワーク利用に対応させている。その他、印刷機やコピー機など必要な部署に必要数を整備している。
事務処理に必要な情報機器や備品等の整備については、毎年度の予算編成期に合わせて検討し、ICT 機器の高度化に合わせた事務機器を更新し、事務処理の迅速化・高度化を図っている。
(6)本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため危機管理体制および対処方法等を検討し、学生等、教職員及び近隣住民等の安全確保を図り、もって学園の社会的な責任を果たすことを目的とする防災訓練を、毎年 10 月全学園体制で実施している。防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害の軽減を目的として「防災管理規程」を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者を教職員に委嘱し、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している。心室細動時等の救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置している。

平成 28 年 4 月の熊本・大分地震の際は、本学内に避難所を設け寄宿舎入寮者や近隣に居住している留学生が 2 週間ほど避難所として利用した。その際は、教職員が宿直し、食事の手配を行うなど災害に係る対応に課題を確認できた。

台風や集中豪雨の警報が出された場合は、全学生に向けて本学の e-portfolio システムを利用して学園の対応を指示している。「自分の命は自分で守る。」を基本にして、救急時には危機管理として学生の欠席は「公認欠席」としている。また、クラス担当やクラス事務担当教員は、学科内のメールシステムを利用して安否確認を行っている。

情報セキュリティは、「別府溝部学園短期大学情報システム運用基本規程」に基づき情報セキュリティ管理運営委員会が位置づけられ、適切な管理に努めている。特に教務課は、学籍の管理、時間割、教室割、成績管理、非常勤講師連絡等の通常教育研究支援業務の他に「情報セキュリティポリシー」に従って、緊急時の連絡など総括的な対応に当たり、最高情報セキュリティ責任者を補佐する役割を担っている。本学の情報処理機器における具体的なセキュリティ対策については、ネットワークシステムにおいて、ハードウエアレベルにおけるアドレス変換、ソフトウエアレベルにおける各 PC にセキュリティソフトのインストールを全端末に行っている。併せて、使用者(教職員)には、情報セキュリティ管理運営委員会より随時ウィルスやマルウェア対策の警告通知が行われ、学生に対しては、情報処理関係授業の教員による指導を年度初めに行っている。
参照：備付資料-規程集 35「防災管理規程」、9-13「別府溝部学園短期大学情報システム運用基本規程」

(7)「別府溝部学園短期大学 FD・SD 委員会規程」があり、SD 活動についても明確に示されている。本学を構成する専任教職員の全員を対象とし、事務局が行うべき業務を、学園経営、管理運営、学習支援および学生生活支援等の多方面からの協働において円滑に遂行するために、個人の業務改善と能力開発、及び、組織間の連携を推進することを目的としている。SD 委員会組織は、本学を構成する専任事務職員及び専任教員の全員で構成し、委員長および副委員長は学長が任命している。事務職員は、学外での SD 研修会に積極的に参加し、学内にフィードバックして組織の力量アップに繋げている。また、教職員相互の意見交換および討論を通じて、事務局の在り方を全学で共有している。

参照：備付資料-規程集 43「別府溝部学園短期大学 FD・SD 委員会規程」

(8)本学の事務処理の点検・評価は日々行われ、問題が起きた場合にそのつど組織の長に報告を行う仕組みになっている。組織の長は関係教職員に連絡をとりその改善のための会議を随時行い、改革案を取りまとめ周知し直ちに行動に移している。PDCA サイクルは日々回転している。

事務局は毎朝、朝礼を行い、課題の解決を行っている。教務課とは毎月 1 回の定例会議を開き、翌月の事務処理の共通理解を計り、これまでの課題を確認し、職員間で改善を進めている。

教職員の SD 活動をとおして、業務の点検・評価の意義や実施について研修を進めている。

(9)本学は小規模短期大学のため、教員と兼務している事務職員が多いこと、日常の生活の中で職員と学生が接する機会が多いことから、事務職員も学生の状況をよく把握している。そのため、教員や関係部署との連携がスピーディーにできる強みがあり、学生の学習成果向上は図られている。その他、各種委員会や分掌の構成員として会議に参加することにより各学科の指導教員や授業科目担当者と連携を密にし、課題や目標を共有することができている。

参照：短大専任職員一覧表(備付資料 3-15)、FD・SD 活動報告書(備付資料 3-16)

［区分　基準Ⅲ-A-4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教職員の就業に関する諸規程を整備している。

(2)　教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

(3)　教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分　基準Ⅲ-A-4 の現状＞

(1)教職員の就業に関する諸規程を以下の通り整備している。

「教職員選考規程」「教職員服務規程」「給与規程」「事務系職員昇格規程(内規)」「役員及び教職員給与等規程」「役員報酬規程」「役員退職手当支給規程」「教職員退職手当支給規程」「定年規程」「育児休業規程」「介護休業規程」「公益通報等に関する規程」「特任教授に関する規程」「特任教授の選考に関する特例規程」「溝部学園セクシャルハラ

スメント防止規程」「別府溝部学園短期大学報奨規程」「別府溝部学園短期大学人事考課規程」

参照：備付資料-規程集

(2)教職員として最低限認識しておくべき服務に関する事項を、「教職員服務規程」として定めている。第 1 章 総則、第 2 章 服務規律(第 1 節遵守事項・第 2 節承認事項、第 3 節禁止事項、第 4 節入退場)、第 3 章 勤務(第 1 節勤務時間・休憩・休日、第 2 節時間外、休日、日・宿直勤務、第 3 節休暇、欠勤及び出張)、第 4 章 給与及び旅費、第 5 章 人事(第 1 節採用、第 2 節異動、第 3 節休職及び定年、第 4 節退職及び解職)、第 6 章 研修、第 7 章 表彰、第 8 章 懲戒、第 9 章 遵守義務の 9 章から構成されている。教職員に対しては、年度当初に、学長が説明するとともにコンプライアンスの意識高揚について督励している。また規則改正時には、教授会開催時または FD 研修時に通知を行い、周知を図っている。

しかしながら、新規採用時に就業に関する研修を設定するなど更なる周知徹底の検討が必要であると考えられる。

参照：備付資料-規程集 19-1「教職員服務規程」

(3)教職員の就業に関する規程は、観点(1)に示したとおりであるが、これら諸規程の運用により、就業及び人事管理が適切に行われている。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

①研究室の確保について：現状十分とは言えないので、今後も研究を行うのに十分なスペース確保に努める必要がある。現在、学長の指示で法人事務局として研究室整備の検討を進めている。

②事務職員と教職員の兼務状況について：業務量の多さから事務職員及び兼務者の勤務時間が超過している現状があり、働き方改革の推進のもと、能力や適性を十分に発揮できる環境を整えていく改善が期待されている。

③教職員の就業規則の周知・徹底について：特に新規採用職員について学科ごとで対応しているのが現状なので、教職の新任オリエンテーションなど就業に関する研修を設定するなど更なる周知徹底の検討が必要であると考えられる。

④「防災管理規程」等整備はしているが、十分であるとは言えないのが実状である。年 1 回の避難訓練(10 月)で学生へ避難経路等を周知しているが、4 月のオリエンテーション時にも新入生へ消火器・AED の設置場所や災害時の対応について教えるべきである。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし

［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］

＜根拠資料＞

・学校法人溝部学園諸規程綴(備付資料-規程集)

・財産目録(土地・建物内訳表)(備付資料 3-17)
・学校図書館図書購入基準、学校図書館図書廃棄基準(備付資料 3-19)
・総合防災訓練実施について(備付資料 3-102)
・建物配置図及び平面図(備付資料 3-104)
・基準校舎面積計算表(備付資料 3-105)

[区分　基準Ⅲ-B-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　校地の面積は短期大学設置基準の規程を充足している。
(2)　適切な面積の運動場を有している。
(3)　校舎の面積は短期大学設置基準の規程を充足している。
(4)　校地と校舎は障がい者に対応している。
(5)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
(6)　通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
(7)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
(8)　適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
(9)　図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
　① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
　② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
(10)　適切な面積の体育館を有している。

＜区分　基準Ⅲ-B-1 の現状＞

(1)校地の面積は 14,073.84 ㎡で、短期大学設置基準に定める必要校地面積を充足している。短期大学設置基準に定める必要校地面積 4,600 ㎡[基準面積:収容定員×10 ㎡]を充足している。

参照:財産目録(財産目録土地、建物内訳)(備付資料 3-17)、建物配置図及び平面図(備付資料 3-104)、基準校舎面積計算表(備付資料 3-105)

(2)運動場は校舎と同一の敷地内に設けており、面積は 5,065.55 ㎡である。併設している高等学校、幼稚園と共用となっているが、他に短大ホールも設置しており教育に支障はない。

参照:財産目録(財産目録土地、建物内訳)(備付資料 3-17)、建物配置図及び平面図(備付資料 3-104)、基準校舎面積計算表(備付資料 3-105)

(3)校舎の面積は 10,901.26 ㎡で、短期大学設置基準に定める必要校舎面積を充足している。なお、短期大学設置基準に定める必要校舎面積は 6,300 ㎡となっている。[第 31 条関係(別表第 2)]

参照：財産目録(財産目録土地、建物内訳)(備付資料 3-17)、建物配置図及び平面図(備付資料 3-104)、基準校舎面積計算表(備付資料 3-105)

(4)校地は、一部短い登降坂はあるが、概ね平坦であり障がい者にとって危険性は低い。校舎については、本館では車椅子用のアルミスロープを、35 周年記念館、85 年館にはエレベーター、福祉介護棟の校舎は正面玄関にスロープや手すり、障がい者用トイレを設置するなど設備が整っている。しかし、一部の校舎は、障がい者に対応していない。

(5)校舎には、以下の表通り各学科・コースの授業内容に応じて、講義室、演習室、実験・実習室が用意され、教育環境は整っている。

建物・名称	施設の概要
短大本館　(60 年館)	1 階　教員室・教務課・健康管理室・会議室・ML 教室 短大ホール(短大本館に統合) 2 階　121 講義室・122 講義室・123 講義室・124 講義室 服飾研究室・食物研究室 3 階　就職支援室・カウンセラー室・教職課程室 階段教室・131 講義室・132 講義室
2 号館　(65 年館)	1 階　給食管理実習室・給食管理実習室試食室 被服構成実習室 1 2 階　理化学実験室・理化学研究室 221 講義室 3 階　美術教室・食物栄養学科研究室
記念館　(81 年館)	1 階　理事長室・学長室・名誉学長室 法人本部室・事務室・会議室 2 階　図書館・アクティブラーニング演習室・研究室・準備室 3 階　パソコン教室・マルチメディア室 グラフィック演習室・研究室 4 階　茶室・作品展示室
記念館　(85 年館)	1 階　調理実習室・試食室・食物研究室 2 階　多目的ホール(弓道場) 3 階　温泉プール
実習工房　(86 年館)	1 階　実習室・染色室・陶芸実習棟 ライフデザイン研究室
学生ホール　(87 年館)	1 階　学生ホール・購買部・リーブル姫山(書店) 2 階　872 講義室・873 講義室
音楽棟　(91 年館)	1 階　レッスン室(短大本館に統合)・幼児教育研究室 2 階　125 教室
特別実習棟　(93 年館)	1 階　健康アドバイザー実習室・ホール・健康アドバイザー研究室 2 階　服飾手芸室(特 21)・テキスタイル実習室(特 22)

	ライフデザイン研究室
福祉介護棟　(02 年館)	1 階　入浴実習室・準備室・介護実習室 2 階　介護 1 教室・介護 2 教室・会議室・研究室 研究室 1,2,3,4
体育館　(62 年館)	1 階　短大体育館　(短大本館に統合)・幼児教育研究室
留学生寮	1 階　学生居室
山荘	1 階　倉庫
溝部センタービル (72 年館)	6 階建　学生居室　(歯科技専と共用)

(6)本学は、通信による教育を行っていない。
(7)全学科・コースの授業内容に応じ、授業用の機器・備品は整備している。具体的には、マイク音響設備の改修やプロジェクターの整備を行い、より効率的な授業が展開できるように機器・備品を整備し、教育環境の充実を図っている。
(8)図書館面積は 174.0 ㎡であり適切な面積を保有している。
(9)図書館の所蔵冊数は、25,965 冊(和書 23,911 冊、洋書 2,054 冊)、AV 資料 261 点収蔵している。学術雑誌や新聞等は 122 種である。
参照：学校図書館図書購入基準、学校図書館図書廃棄基準(備付資料 3-19)
(9)①図書の購入選定及び廃棄基準は整備されており、購入図書選定システムや廃棄システムは確立している。購入図書選定システムに基づき、学生の資格取得につながる専門図書あるいは関連図書に関しては、できる限り優先的に購入を図っている。
(9)②卒業研究に係わる図書については特別の枠を設けて便宜を図っている。その他に、学内読書感想文コンクールを実施し、コンクールの推薦図書を各 3 冊準備している。
(10)本学の体育館は併設高等学校と共用し、面積は、519,00 ㎡である。短期大学設置基準第 28 条の 5 には、具体的な規程は明記されておらず、何を基準に適切であるかどうかの判断は難しいが、短期大学設置の許可を得ているので、適切な面積を有していると考えられる。
参照：学校図書館図書購入基準、学校図書館図書廃棄基準(備付資料 3-19)

［区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
(2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分　基準Ⅲ-B-2 の現状＞

(1)各規程の運用面については、固定資産及物品管理規程を財務諸規程に含め整備している。規程として経理規程、予算管理規程、固定資産及び物品管理規程、資産運用規程、図書館規程、施設等貸出規程が定められている。

参照：備付資料-規程集 30-1「経理規程」、31「予算管理規程」、32-1「固定資産及び物品管理規程」、32-2「資産運用規程」、33「図書館規程」、34「施設等貸出規程」

(2)経理規程、固定資産及び物品管理規程に基づき、固定資産及び物品の適正な維持管理に努めている。

参照：備付資料-規程集 30-1「経理規程」、32-1「固定資産及び物品管理規程」

(3)火災・地震対策、防犯対策のための規則については「防災管理規程」の中に整備されている。規程に基づき自衛消防団が組織され、各教室の火元責任者をはじめとして防火管理体制が敷かれている。防災・避難対策のためのマニュアルも作成されており、毎年学園全体で行っている防災訓練で実践することで、各教職員への防火管理意識の周知徹底を図っている。なお、高等学校の敷地内に平成 29 年 8 月に災害地震速報機を設置し、短大も含め各部門にいち早く連絡対応できるよう整備した。

参照：備付資料-規程集 35「防災管理規程」

(4)定期的な点検・訓練については、火災対策について、法令上の消防設備を設置し、年 1 回の点検を原則として実施している。消火器も同様で、毎年 4 月に設置場所の確認と消火器使用期限の確認を行ない、期限切れのものは交換を行う等定期的な確認作業に努めている。学園全体の地震に対する安全対策として建物の耐震診断と耐震補強対策が必要であるが、耐震診断は対象物件すべてで実施済であり、短期大学については、平成 30 年度末に、対象物件 4 棟のうち 3 棟(1 棟は廃寮)の耐震補強工事が完了、令和元年度に短期大学 2 号館の耐震補強工事を実施中であり、これによりすべての短期大学の建物の安全対策が完了する予定である。

学園全体での総合防災訓練を毎年 10 月に実施している。火災や地震への防災訓練のみでなく、東南海・南海地震による津波を想定した総合的な防災訓練を行っている。地域はもとより市役所や消防署と連携を取りつつ、学生の安全確保を最優先に方策を立て、実践している。

防犯対策については、学園に門扉や守衛を配置することが困難な施設であるため、平素から教職員が不審者に対し積極的に対応する体制が確立されている。
また、教職員が分担し校舎内の巡回・戸締りを毎日行い、学内外の防犯対策に万全を期しており、大きな事故・犯罪等は発生していない。

また、心室除細動器(AED)は短期大学本館 1 階玄関、記念館 1 階玄関、85 年館 1 階玄関に設置されており、緊急時にはすぐに使用できる状況にある。

参照：総合防災訓練実施について(備付資料 3-102)

(5)情報管理については、ファイヤーウォールにより学内ネットワークへの外部からの不正アクセスを防止している。メールなどのウィルス対策としては、全ての PC にアンチウイルスソフトをインストールし、常に最新の状態に更新している。
外部 SE によるネットワーク監視により、外部からの不正アクセスなどネットワークに異常があれば、速やかに対応することができる。

学内のネットワーク構成は 2 系統で運用され、教職員が使用するネットワークと、

学生が使用するネットワークは、それぞれ独立して構成され、学生の相互のアクセスは不可能となっている(教職員は学生用ネットワークも利用可能)。

学内ネットワークへアクセスする際には、個人的にユーザー登録された認証システムによって行われ、ID 及びパスワードの管理は個人が行う。個人がネットワークへアクセスした記録はログとして保存され、不正アクセスがあった際には、解析することができるようになっている。事務職員と教員との間では、学内のファイルシステムを活用した情報のやり取りを行うため、独自にユーザー管理をし、機密性を保ちながら、容易な情報共有が可能となっている。

(6)省エネルギー、資源対策については、教室にある空調設備の温度設定を集中管理し、夏季は 28℃、冬季は 20℃に設定し、省エネルギー・省資源に努めている。また、クールビズ、ウォームビズを積極的に推進し、地球温暖化問題に対する全体的な取り組みを行っている。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

障がい者に対応していないところがある点については、今後の課題として検討する。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

［区分　基準Ⅲ-C-1　短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］

＜根拠資料＞

・事業計画書「令和元年度第 1 回収支補正予算書」(提出資料 3-13)
・AV システム設置状況(備付資料 3-20)
・PC 教室等配置図・設備一覧(備付資料 3-21)
・令和元年度第 1 回補正予算(備付資料 3-106)

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

(2)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

(3)　技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

(4)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

(5)　教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

(6)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

(7)　教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

(8)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分　基準Ⅲ-C-1 の現状＞

(1)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

技術的資源である学内ネットワークは、大きく分けて、＜A＞教職員専用のネットワーク網(職務上共有すべきファイルを収容している TanFS5 サーバー･Photo サーバーや各種ネットワークプリンタを含む)と＜B＞学生専用のネットワーク網とサーバー(JYOHO server 等、学生のファイル・作品や情報処理系の授業で使用するファイルの収納場所)に分かれている。これとは別に＜C＞カリキュラムおよび成績情報、シラバス、授業評価情報を扱う教務課のサーバー(HYOUKA Server)を設置している。また、＜D＞図書館の書籍情報を管理・運営しているサーバー、そして＜E＞法人事務局で使用している JIM server を設置している。

これらはいずれも、光ファイバーに通じており、Gigabit の専用高速ネットワーク回線で繋がっている。何かの理由で断線した場合も使用できるようにサブの回線を確保し、ネットワークの使用が滞らないような配慮を行っている。さらに、データのバックアップシステムを複数備えており、学生、教職員に十分なネットワーク環境を整備している。

参照：PC 教室等配置図・設備一覧(備付資料 3-21)

(2)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、コンピュータおよび学内ネットワークといった技術的資源についてのサービスやその支援については、本学の情報処理系の授業を担当している常勤職員が、学生および教職員のさまざまな質問や疑問に対し、授業以外の時間においても細かく対応を行っている。特に学生に対しては情報技術の向上に関する授業を設けている。各学科・コースの開講科目は以下の通りである。

【ライフデザイン総合学科】

〈ファッションデザインコース〉〈グラフィックデザインコース〉

情報科学、情報ネットワーク論、表計算演習Ⅰ

〈医療事務コース〉

情報科学、情報ネットワーク論、情報処理演習、プレゼンテーション演習、表計算演習Ⅰ、システム設計

〈国際経営ビジネスコース(留学生)〉〈日本語教育コース(留学生)〉

情報科学、表計算演習Ⅰ、表計算演習Ⅱ、情報ネットワーク論

【食物栄養学科】

〈保育健康コース〉〈医事健康コース〉〈温泉コンシェルジュコース〉

情報処理論、情報処理演習、プレゼンテーション

【幼児教育学科】
　情報処理論、教育方法論
【介護福祉学科】
　情報処理論、プレゼンテーション論
(3)ハードウェア・ソフトウェアの向上・充実については、順次更新、拡充されている。さらに、機器の使用年数や使用状況、ソフトウェアの更新内容を複合的に考慮しつつ、随時更新や拡充・充実等を行っている。ソフトウェアとして常時最新のものをインストールできているわけではないが、想定される就職先で使用するに十分利用できるソフトウェアを導入していると考える。また、平成31年度は、2020年1月14日にWindows7のサポート終了に伴い、予算立てしWindows7搭載のPCをWindows10への買い替えを計画している。
参照：事業計画書「令和元年度第1回収支補正予算書」(提出資料3-13)、令和元年度第1回補正予算(備付資料3-106)
(4)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業で使用する一般教室及び特別教室には無線・有線LAN環境が整備され、それらを含む技術資源分配の見直しについては、各学科・コースの教育課程の変化に基づいて、施設・設備の利用時間の見直し等を授業時間割の調整の下で行っている。
(5)教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っており、全ての教職員にコンピュータを配布している。OSの仕様やソフトウェアの高機能化、およびコンピュータの老朽化などにより期待される十分な機能が果たせない機器などについては、各教職員からの要望を受け、適宜新機種への代替交換を行っている。これまでも、おおよそ5年に１度のペースで順次新機種への交換が進んでおり、よって各教職員の業務に支障を来すほどの旧機種を使い続けているといったことはないよう配慮している。もちろん、すべてのコンピュータは学内LANと接続されている。教職員のPCは、教職員用ネットワークシステムはもとより、学生用ネットワークシステムへもアクセス可能としているため、学生のサポートや課題の授受やチェックも可能となり、授業への利用は進んでいる。そして、教員と事務職員とのファイルの共有やメール、学内カレンダーの共有も図られ、業務の運営の活用は有効に行われている。ソフトウェアについても、業務の基本となるワープロおよび表計算ソフトはボリュームライセンスにて一括購入を行い、各教員のパソコンに順次インストールを行っており、業務遂行に滞りがないよう配慮している。
(6)学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備しており、現在の所、パソコン教室・マルチメディア教室・アクティブラーニング演習室・栄養指導実習室・図書館等各所に設置されている。また、一般教室のいくつかには有線LANは敷設されている。これは教職員専用の回線で授業を行うためのものである。
　また、学生ホールと図書館等、学内各所に無線LAN設備が敷設してあり、近年学生の利用者が増えているスマートフォンやタブレット端末でのネットワーク使用が、可能となっている。教員用ネットワークの無線LAN環境としては、35周年記念館、短大

本館の 1 階～3 階、87 年館 1 階、85 年館試食室、2 号館理化学実験室、福祉介護棟会議室等に無線 LAN ルーターを設置しており、これにより広範囲の教室等において、学内ネットワークを使用することができるようになっている。
(7)授業運営の技術的手段として、教員は新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができるように整備している。学内の各教室において、コンピュータを利用した映写設備が敷設されている。多くの教室でコンピュータ等の情報技術を用いた授業を展開することができ、これ以外の教室等においても、移動可能なプロジェクター、また移動設置型スクリーンを保有しており、さまざまな場所で使用することが出来るようにしている。プロジェクターが設置されている教室では、DVD(または Blu-ray)をはじめとした映像・音響設備も設置している。

また、電子掲示板(e-PortFolio)や履修カルテシステム、e-Learning システム(Web Study)なども導入し、2016 年度には教職員を対象とした FD 研修を行っている。教員にも徐々に浸透し、授業内容に取り入れながら、効果的な授業を行っている。

参照: AV システム設置状況(備付資料 3-20)

(8)コンピュータによる授業を行う教室として、コンピュータ教室(Windows)、マルチメディア教室(Macintosh)、アクティブラーニング演習室(Windows)、栄養指導実習室(Windows)を設置している。外国語学習を目的とした CALL 教室は、まだ整備されていない。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

学生が 35 周年記念館パソコン教室・マルチメディア教室・アクティブラーニング演習室を使用する際に通常は午後 5 時で閉館してしまう。よって、放課後等、学生が授業以外の時間に自習を行ったり、課題学習を行ったりする時間の余裕がない。5 時限目の実施や各種行事等で残って作業する必要があるときは、教員が施錠等を含めた管理担当として付き添い、最後の施錠まで管理しているが、学生がより自由に使える環境を整備するよう要望があった。今後は、より一層利便性を高めるために組織として取り組んでいきたい。他の建物の学生の利用は、教員の許可があれば、午後 7 時程度までは利用可能となっている。

情報技術やネットワークは日々進歩しており、本学でも可能な限り最先端の技術を導入し、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて質の高い教育活動が実施できるよう整備を行っていきたいと考えている。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし

［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］

＜根拠資料＞

・学校法人溝部学園諸規程綴(備付資料-規程集)

・学校法人溝部学園第 2 次中期経営計画(資金収支・事業活動収支計画表(提出資料 3-10)
・別府溝部学園短期大学第 2 次中期経営計画(資金収支・事業活動収支計画表)(提出資料 3-11)
・計算書類(備付資料 3-20)
・別府溝部学園短期大学ホームページ(備付資料 3-103)
ホーム＞大学紹介-情報公開
http://www.mizobe.ac.jp/t_university_introduction/information
・予算策定資料(備付資料 3-107)
・学校法人溝部学園第 1 次中期経営計画(2013-2017)(備付資料 3-108)
・別府溝部学園短期大学第 1 次中期経営計画(2013-2017)(備付資料 3-109)
・学校法人溝部学園第 2 次中期経営計画(2018-2022)(備付資料 3-110)
・別府溝部学園短期大学第 2 次中期経営計画(2018-2022)(備付資料 3-111)

[区分　基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2)　財的資源を毎年度適切に管理している。

① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
③ 年度予算を適正に執行している。
④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

［注意］
基準Ⅲ-D-1 について
(a)日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
(b)文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分　基準Ⅲ-D-1 の現状＞
(1)①資金収支については、安定的な資金確保ができ、資金収支は均衡している。
事業活動収支差額は平成 28 年度(183,641 千円)、平成 29 年度(93,962 千円)、平成 30 年度(73,384 千円)と高水準な数値を確保し、事業活動収支差額比率においては平成 28 年度(12.2%)、平成 29 年度(6.3%)、平成 30 年度(5.1%)と低下はしているが、概ね堅調に推移しており、財務基盤は安定している。
(1)②平成 30 年度は 73,383 千円の収入超過であり、平成 27 年度の学校法人会計基準変更以降収入超過を維持しており、その要因については、その都度分析、検討している。
(1)③貸借対照表は、資産と負債のバランスを保ち、財務状況は健全に推移している。
平成 30 年度の短期の支払い余力を表す流動比率は 396.8%であり、一般的な指標である 200%を大幅に上回っている。
(1)④毎年、学園全体の予算編成方針に従い、短期大学の収入に見合った支出予算を編成し、執行管理を行っている。
(1)⑤学園全体の収容定員充足率は、平成 28 年度(86.2%)、平成 29 年度(94.6%)、平成 30 年度(93.2%)、経常収支差額比率は、平成 28 年度(6.5%)、平成 29 年度(6.9%)、平成 30 年度(0.8%)と平成 30 年度に低下が見られるが、学園の財務は概ね堅調に推移している。
　従って、短期大学の教育研究目的を達成するために必要な資金は十分確保されており、短期大学が存続可能な財政を維持している。
参照：学校法人溝部学園第 2 次中期経営計画(資金収支・事業活動収支計画表)(提出資料 3-10)、別府溝部学園短期大学第 2 次中期経営計画(資金収支・事業活動収支計画表)(提出資料 3-11)、計算書類(備付資料 3-20)
(1)⑥退職給与引当金は、退職給与引当金等が定められた算定方法に従って、目的どおりに適正に引き当てられており、100%組み入れを実施している。
(1)⑦「資産運用規程」(備付資料-規程集 32-2)は制定しており、その運用については、安全、確実な短期的な運用を心掛けており、適宜検討しながら、適切な運用を行っている。
(1)⑧平成 30 年度決算において、本学の教育研究費比率は 29.0%、短期大学においては 41.6%であり、経常収支、事業活動収支の均衡を失しない限りは、手厚い教育を行

うとの観点から、教育研究活動の維持・向上を目指している。
(1)⑨教育研究用の施設設備及び学習資源については、各部門との打ち合わせを行ったうえで配分できる範囲内での予算組みを心掛けており目的に応じて適切に資金を配分している。

短期大学の教育研究備品については、毎年 12 百万円程度、学習資源(図書等)については、毎年 5 百万円程度を目安に予算化している。
(1)⑩1 年を通して、常に適切な対応を心掛けている。
(1)⑪寄付金については、適宜、寄付金を募っている。寄付に係る税の控除については、特定公益増進法人としての所得税控除制度と日本私立学校振興・私学事業団が取り扱う受配者指定寄付金制度を利用し、寄付者の負担軽減に結びつく体制を整えている。学校債は発行していない。
(1)⑫平成 28 年度～30 年度における短期大学の入学定員充足率は年度ごとに 72.17%、66.96%、55.22%の推移と低下傾向で定員を充足できていない。

平成 28 年度～30 年度における短期大学の定員充足率も年度ごとに 77.61%､73.04%、64.57%の推移となり、入学定員充足率同様、定員を充足できていない。適正な定員確保に努めるため、定員の見直しを図り、平成 31 年 4 月より入学定員は 30 名減の 200 名となり適正な充足率になるよう、また学生募集体制の再構築と併せて充足率を向上させていくこととしている。
(1)⑬学生規模に応じた予算配分で適切に執行し、収容定員に見合った健全な財務体質を維持している。
(2)①平成 30 年度に「学校法人溝部学園第 2 次中期経営計画(2018-2022)」(備付資料 3-110)各部門ごとに策定スタートし、学校運営に取り組んでいる。

事業計画については、毎年 5 月の理事会で承認を得て、実行している。

予算については関係各部門の意向を集約し、毎年 3 月に理事会で承認を得ており、いずれも適切な時期に決定している。
(2)②理事会で決定された事業計画と予算については、当該年度の 4 月 1 日に理事長名で各部門へ示達している。
参照:「予算策定資料」(備付資料 3-107)
(2)③短期大学を含む各部門は示達された予算額を基に、法人事務局と協議を交えて適正に執行している。
(2)④日常的な出納業務を毎日円滑に実施し、経理責任者(事務局長)を経て、理事長に報告、説明し決裁を受けている。
参照:備付資料-規程集 30-1「経理規程」
(2)⑤資産及び資金の管理と運用は、管理については経理規程に則り、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に実行している。運用については、資産運用規程に定められており、資産運用責任者は、予め理事長の決裁を受け、運用を実行している。
参照:備付資料-規程集 30-1「経理規程」
(2)⑥月次試算表［事業活動別]、資金収支月計表［前年同月比]、資金収支累計表［予算対比］を添付し、経理責任者(事務局長)をへて理事長に報告している。

［区分　基準Ⅲ-D-2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学の将来像が明確になっている。

(2)　短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

(3)　経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

② 人事計画が適切である。

③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

(4)　短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。

(5)　学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

＜区分　基準Ⅲ-D-2 の現状＞

(1)本学の学校法人溝部学園は、平成 25 年度に「学校法人溝部学園第 1 次中期経営計画(2013-2017)(備付資料 3-108)」および「別府溝部学園短期大学第 1 次中期経営計画(2013-2017)(備付資料 3-109)」にて、平成 30 年度に「学校法人溝部学園第 2 次中期経営計画(2018-2022)(備付資料 3-110)」および「別府溝部学園短期大学第 2 次中期経営計画(2018-2022)(備付資料 3-111)」にて、本学の建学の精神「自立・自活できる人材の育成」を具現化し、達成するために、3 つのポリシーを的確に実施する中で教学改革を推進している。ディプロマポリシーを基に、カリキュラムポリシーの具体的展開のため、全ての科目でルーブリックの実施を目指している。地域の高等学校との高大連携を強力に推進し、入学前教育を含めアドミッションポリシーの理解を図っている。将来のビジョン、選ばれる大学として「建学の精神を踏まえ社会から評価され、学生を含めたステークホルダーが満足する学校づくり」に邁進している。

(2)本学の学生は、就業に必要な知識、技術を学び、さらには社会に出て役立つ関連した資格を取得し、専門職として地域に就業できることが大きな強みであり、その事は毎年の高い就職率に表れている。因みに、平成 30 年度の卒業生の就職率は 100%であり、地域での専門職就職率は、95%を超えている。さらに昨今では、従前にも増して「地域志向」を強めるべく、教育課程においても、地域関係科目を基礎科目として全学科に位置づけ、教職員と地域との連携・協働を重視し、本学の「教育の質」の向上を目指している。

以上のような観点から、毎年強み・弱みの環境分析を行いながら、翌年の学生募集に役立てている。

(3)①学生募集対策は、募集・広報担当者会議において、入試・学生募集等の基本戦略について継続的に審議している。平成 30 年度に入試広報課の職員を増加し、広報の強化を図った。ホームページのブログや SNS(LINE、Instagram)を活用した学校紹介、高大連携協定校の増加を図り、体験授業等の企画、1、2 年生を対象とした入試ガイダン

スを企画し、学生募集に繋げている。
学納金計画については、毎年法人事務局と短期大学教務課が情報交換、連携を図るなかで、過去の入学者数の推移、内訳等を分析・検討し、年度予算の中に折り込んでおり、明確になっている。
(3)②人事計画については、教職員の経験年数、実績等に応じて短期大学の教務課において毎年検討しており、適切である。しかしながら、突然の退職による採用等の事案も見受けられ、経営幹部においては、日頃から教職員とのコミュニケーションを密に図り、想定外の事象が起こらないような信頼関係の構築を目指している。
(3)③施設設備の新設、更新については、毎年、短期大学をはじめとする各部門と該当年度の収支を予想する中で、協議しながら決定している。また中期経営計画の中にも、大口案件とりわけ建物の耐震化事業、改築事業について折り込んでいる。
今後とも全学的な視野で財務状況を勘案しながら、優先順位を付けて、計画的に実施していくこととしている。
参照：学校法人溝部学園第 1 次中期経営計画(2013-2017)(備付資料 3-108)、学校法人溝部学園第 2 次中期経営計画(2018-2022)(備付資料 3-110)
(3)④外部資金の獲得については、平成 27 年度に学園創立 70 周年記念事業を実施したことにより、寄付金を 12 百万円余りを獲得でき、それ以降の年度においては多額ではないが、毎年寄付金獲得の実績を挙げている。また、遊休資産の処分については、以前より有効活用等を検討している案件があるが、なかなか進展がなく、価格が折り合えば処分することも視野に入れている。
(4)短期大学全体の学生数の確保を最重視しながら、学科ごとに適切な定員管理を行うべく短期大学部長、各学科長を中心に教職員全員で、日々努力をしている。また、毎年学生数と教職員の人員バランス等を勘案して、経費の配分を行うこととしている。
(5)経営情報の公開は短期大学のホームページで公開されている。また、法人事務局から教授会等において、タイムリーに財務状況の概要、主要計数の経年推移、予算取組方針等の説明、解説を行うことで、経営情報、危機意識の共有化を図っている。
参照：別府溝部学園短期大学ホームページ(備付資料 3-103)

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞
特になし

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞
特になし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画
特になし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

・学校法人溝部学園寄附行為(提出資料 4-1)
・学校法人溝部学園諸規程綴(備付資料-規程集)
・学校法人溝部学園役員等名簿(備付資料 4-101)
・理事長の履歴書(備付資料 4-1)
・学校法人実態調査表(写し)(備付資料 4-2)
・理事会議事録(備付資料 4-3)
・学校法人溝部学園第 2 次中期経営計画(2018-2022)(備付資料 3-110)

［区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2)　理事長は、寄附行為の規程に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
- ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
- ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3)　理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
- ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規程に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規程を準用している。

＜区分　基準Ⅳ-A-1 の現状＞

(1)①理事長は、昭和 48 年 4 月別府女子高等学校(現別府溝部学園高等学校)に教諭として赴任した後、別府女子短期大学(現別府溝部学園短期大学)助教授を経て、昭和 53 年 4 月に学校法人溝部学園総務部長・教授を兼任、さらに平成 10 年 4 月には別府女子短期大学(現別府溝部学園短期大学)の学長に就任し、平成 21 年 10 月には学校法人溝部学園理事長となり、現在理事長兼学長としてその経営手腕を十二分に発揮している。とりわけ短期大学が受け入れた全ての学生に対し建学の精神「自立・自活できる人材の育成」を念頭に質の高い教育を推進する中で、地域社会が求める人材を輩出することを最も重要な社会的責務とし、学校法人の発展に大きく貢献、寄与している。

参照：理事長の履歴書(備付資料 4-1)

(1)②理事長は、学校法人を代表し、理事会の運営に当たっており、私立学校法をはじめ学校教育法、短期大学設置基準等の関連法規の規程および学校法人溝部学園寄附行為(提出資料 4-1)に基づき、個別の案件に対して戦略的かつ経営の安定化を中心とした意思決定を重視するとともに、諮問機関である評議員会の意見を取り入れた管理運営体制の確立に注力し、業務を総理している。

(1)③法人事務局が作成した決算諸資料について理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算書及び事業の実績(財産目録、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2)①学校法人における最高意思決定機関は理事会であり、学校法人溝部学園寄附行為(提出資料 4-1)第 17 条第 2 項により、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

参照：学校法人実態調査表(写し)(備付資料 4-2)、理事会議事録(備付資料 4-3)

(2)②理事会は、学校法人溝部学園寄附行為(提出資料 4-1)第 17 条第 3 項により理事長が招集し、同条第 7 項により、理事長が議長を務めている。平成 30 年度については、4 月、5 月、7 月、9 月、12 月、3 月に理事会を開催している。なお例年 2 回の定例理事会に加えて、議案の有無により臨時の理事会を開催している。

参照：学校法人実態調査表(写し)(備付資料 4-2)、理事会議事録(備付資料 4-3)

(2)③理事会を主管する理事長は、自己評価・評価委員会のトップでもあり、率先して自己点検・評価を推進するとともに、教職員に対して、組織的、継続的な自己点検・評価の実施を督励、監督している。認証評価の実施についても、毎年、理事会に中期経営計画のなかで反省と、進捗状況を報告しており、効果的・効率的な活動ができるよう適宜、適切な指導・助言を行っている。なお、第 3 期目となる第三者評価の受検時期等については、令和元年 9 月の短期大学の教授会にて説明、協議し、その後の理事会にて検討し、決議する予定となっている。

参照：学校法人溝部学園第 2 次中期経営計画(2018-2022)(備付資料 3-110)

(2)④理事会を主管する理事長が、対内的には短期大学の学長、高等学校の学監も兼務しているのに加えて、対外的に多くの要職にも就いており、日頃から必要かつタイムリーな情報収集に努めており、評議員会の意見にも耳を傾けながら、理事全員に情報の共有化がなされるべく注力している。

(2)⑤理事会を構成している理事は、学校法人溝部学園寄附行為(提出資料 4-1)第 6 条により選出されており、寄附行為をはじめ関連法規を理解し、社会的責任及び法的責任を認識しながら、短期大学の運営にあたっている。
(2)⑥理事会は、学校法人溝部学園寄附行為(提出資料 4-1)、短期大学の「学則」(備付資料-規程集 7)をはじめとする学校法人及び短期大学運営に必要な諸規程(備付資料-規程集)を整備し、関係省庁等の動向を的確に捉え、改正・改善に努めている。
(3)①理事は、学校法人溝部学園の建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」に加え、短期大学の合言葉である「あなたはこの資格のほかに何ができますか」を理解し、法人の健全な経営について、学識及び識見を有している。
(3)②理事は、私立学校法に基づく学校法人溝部学園寄附行為(提出資料 4-1)第 6 条により、1)学長(校長)、2)評議員のうちから評議員会において選任された者(2 名)、3)学識経験者(学長又は評議員である者を除く)のうちから理事会において選任された者(2 名)で、上記 1)及び 2)に規程する理事は、学長、校長又は、評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする、となっている。なお各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族が 1 名を超えて含まれないものとしている。
参照:学校法人溝部学園役員等名簿(備付資料 4-101)
(3)③学校法人溝部学園寄附行為(提出資料 4-1)第 10 条で、役員の解任及び退任について以下の通り定めている。役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一　1)法令の規程又は、この寄附行為に違反したとき。2)心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。3)職務上の義務に違反したとき。4)役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

二　役員は、次の事由によって退任する。1)任期の満了。2)辞任。3)学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

以上により、学校教育法第 9 条の規程は、寄附行為に準用されている。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞
特になし

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞
特になし

[テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞
・学校法人溝部学園諸規程綴(備付資料-規程集)
・学長の個人調書(備付資料 4-4)
・教授会議事録(備付資料 4-5)

・委員会等の議事録(備付資料 4-6)
・学校法人溝部学園組織図(備付資料 3-101)

[区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2)　学長等は、教授会を学則等の規程に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分　基準Ⅳ-B-1 の現状＞

(1)①学長は、本学と学校法人溝部学園の理事長を兼務し、企画運営委員会委員長として大学及び学園の運営全般にリーダーシップを発揮し、学内活動はもとより国際交流活動や介護福祉士養成活動においても建学の精神と教育理念に基づく教育研究を推進している。

参照：備付資料-規程集 9-8「別府溝部学園短期大学業務機構・分掌規程」

(1)②本学学長は、別府女子短期大学(現別府溝部学園短期大学)に助教授として着任し、

昭和 53 年 4 月に学校法人溝部学園総務部長・教授を兼任、さらに平成 10 年 4 月には別府女子短期大学(現別府溝部学園短期大学)の学長に就任し、平成 21 年 10 月には学校法人溝部学園理事長となり、現在理事長兼学長として本学の運営において重責を果たしている。したがって、本学の歴史に詳しく、その運営能力と本学に奉仕する高潔な人格には、学内から熱い信頼が寄せられている。社会的活動として、日本医療福祉実務教育協会理事長、(社)日本介護福祉士養成施設協会　九州ブロック代表理事、(社)全国栄養士養成施設協会理事、大分県専修学校各種学校連合会監事、国家公務員共済組合連合会新別府病院　倫理委員、国家公務員共済組合連合会新別府病院　薬治験委員、別府市人権問題啓発推進協議会理事、別府市都市再開発(亀川まちづくり)推進協議会会長等の役職を掌り短期大学の教育振興や地域振興に努めている。

参照：学長の個人調書(備付資料 4-4)

(1)③学長は、学園創立者の教育理念を継承し、別府溝部学園短期大学教学改革戦略会議　議長として教職員に対して、建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」と「教育の目的・目標」、「学生の学習成果」それぞれの相互の関係を明確に示している。さらに「学生の学習成果」を獲得するための三つの方針「入学者受入方針(アドミッションポリシー)」・「教育課程の編成・実施方針(カリキュラムポリシー)」・「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」に基づいた教育目標を掲げ、学科ごとに人材育成の目的を明確にし、教育の充実に向けて努力している。さらに、「あなたはこの資格のほかに何ができますか」を合言葉に、各学科で専門分野の資格以外の付加価値的な資格取得も推進し、質の保証を図るとともに有意義な将来の生活を保障するため、学長のリーダーシップのもと、各種資格の取得に挑戦させている。その為、地域社会や企業からは即戦力としての期待値も高く、卒業生は取得した資格を生かした専門職として強みを発揮している。学習成果を焦点にした査定としては、卒業時に学習者、各資格受験者・取得者(合格者)などの結果を数値化し、教育の質の向上を図っている。また、Mizobe Spirits として「三活動・五心」の精神のもと、職業教育としての知識、技術、資格取得に加え、豊かな人間性を持つ人材育成の具現化をめざし、多様化する社会において量的・質的ともに貢献できる人材育成を進めている。

参照：備付資料-規程集 9-8「別府溝部学園短期大学業務機構・分掌規程」

(1)④「学則」(備付資料-規程集 7)第 16 章賞罰の中で(懲戒)規程を定めている。教育上必要とされるときは、学長が学科長の諮問に基づき、退学、停学、訓告等の懲戒を実施している。

(1)⑤学長は、学校法人溝部学園組織図(備付資料 3-101)に基づき、学科、課、委員会等の所属職員の指導及び監督を行い、大学の運営を統括している。

(1)⑥学長の選考は、学(校・園)長候補者、名誉学長候補者専任規程(備付資料-規程集 7「学則」、規程集 3「学(校・園)長候補者、名誉学長候補者選任規程」)により、理事会において理事定員の 3 分の 2 以上の議決により任命され、教学運営の職務遂行に務めている。

(2)①学長は審議機関として教授会を運営している。また、「学則」第 11 章 教授会　第 30 条に、教授会の審議事項が定められている。学長は教育・研究などの教学に関する重要事項についてすべての専任教員に対して説明や報告を行い、その審議を図ってい

る。
(2)②「学則」(備付資料-規程集 7)第 11 章 教授会第 31 条において、学長は、教授会を招集し、その議長となるとあり、各学科・各課・委員会・評議会等に諮問し、意見集約を図るなどして審議案を作成し、教授会へ提出している。
(2)③「審議事項」第 30 条に基づき、学長が掲げる次の事項について決定を行うに当たり、意見を述べる機会を設けている。1)学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項。2)学科課程に関する事項。3)学生定員並びに学生の入学、転入学、退学、休学、復学、除籍、卒業及び賞罰に関する事項。4)学生の試験及び単位修得に関する事項、学生の補導及び厚生に関する事項。5)教授、准教授、講師、助教及び助手の人事に関する事項。6)大学の運営に関する重要事項。7)その他法令に定めがある事項。また、決定を行うに当たり、「学則」(備付資料-規程集 7)第 11 章教授会第 32 条 2 に基づき、教授会の出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するとされており、教授会の意見を聴取した上で決定している。また、第 33 条では、これらの事項に限らず、教授会の運営に必要な事項についても教授会での審議を行い、学長が定めるとしている。
(2)④教授会については「学則」(備付資料-規程集 7)第 11 章教授会第 29～33 条に規程されており、学長は第 31 条に則り教授会を招集しているほか、教授会の構成員の 3 分の 1 以上の者から要請がある場合は、学長は教授会を招集しなければならないとされている。
(2)⑤教授会の議事録(備付資料 4-5)は本館(第 2 会議室のキャビネット)に整備している。
(2)⑥学習成果については、免許・資格の取得状況や就職内定状況が教授会で報告されている。本学は学科ごとに三つの方針を定め、これらの方針は教職員全員が認識している。教授会では三つの方針に基づいて、教授会審議事項である学科課程、学生の入学、転入学、退学、休学、復学、除籍、復籍、卒業及び賞罰、試験、単位修得等に関する審議を行っている。
(2)⑦委員会等の設置については、「別府溝部学園短期大学業務機構・分掌規程」第 19 条の中で定められており、学長の下に 1 つの評議会及び 12 の委員会を設置し、分掌事項を規程して教育・業務を円滑に運営している。各評議会・委員会の議事録は、本館(第 2 会議室キャビネット)に整備している。
参照：委員会等の議事録(備付資料 4-6)、学校法人溝部学園組織図(備付資料 3-101)、備付資料-規程集 9-8「別府溝部学園短期大学業務機構・分掌規程」、9-15「別府溝部学園短期大学教学委員会規程」

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞
特になし

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞
特になし

［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］

＜根拠資料＞

・学校法人溝部学園 寄附行為(提出資料 4-1)
・学校法人溝部学園諸規程綴(備付資料-規程集)
・監査報告書(備付資料 4-7)
・評議員会議事録(備付資料 4-8)
・監事監査チェックリスト(備付資料 4-102)
・試算表の概要(備付資料 4-103)
・監事監査調書(備付資料 4-104)
・別府溝部学園短期大学ホームページ(備付資料 3-103)
　ホーム＞大学紹介-情報公開
　http://www.mizobe.ac.jp/t_university_introduction/information
・＜教授会資料＞ 学校法人溝部学園及び別府溝部学園短期大学の財務状況(概要)(備付資料 4-105)

［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は寄附行為の規程に基づいて適切に業務を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
(2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
(3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分　基準Ⅳ-C-1 の現状＞

(1)平成 30 年度までの監事 2 名は、本学の元短期大学部長であったが、令和元年 5 月 28 日より、そのうち 1 名を主に財産の監査をすることを目的に、地元経済界における経営者を選任した。これまで業務監査については、理事会の運営に関する事項、理事の業務の執行に関する事項を、また財産監査については、内部統制の整備状況に関する事項、期末の財産の状況に関する事項を適宜監査し、毎年度末に監事監査チェックリスト(備付資料 4-102)を作成している。また、財務状況の概要を確認する意味で、毎年 9 月末(中間期)の業況について、法人事務局の作成した試算表の概要(備付資料 4-103)により担当者の説明を受けた後、事務局長と意見交換を行い、監事監査調書(備付資料 4-104)を作成している。また毎年 5 月中旬の決算監査最終日に、公認会計士と監事との意見交換を行った内容等について、監事監査調書(備付資料 4-104)を作成している。

(2)監事は、学校法人溝部学園の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また監事は、理事会、評議員会に毎回出席し、学校法人

溝部学園寄附行為(提出資料 4-1)第 16 条に定められている監事の職務を全うするべく、諮問に答えるとともに、意見を述べている。
(3)監事は、学校法人溝部学園寄附行為(提出資料 4-1)第 16 条に規程されている通り、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書(備付資料 4-7)を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に出席・提出し、報告している。

[区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は寄附行為の規程に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2)　評議員会は、私立学校法の評議員会の規程に従い、運営している。

＜区分　基準Ⅳ-C-2 の現状＞

(1)評議員会は、学校法人溝部学園寄附行為(提出資料 4-1)第 19 条第 2 項に「11 人の評議員をもって組織する」と規程している。また学校法人溝部学園寄附行為(提出資料 4-1)第 5 条 1 項において、理事の定数は 5 人と規程していることから、評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。なお、平成 30 年度の評議員数は 11 人、理事は 5 人となっており、理事の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している。

参照：評議委員会議事録(備付資料 4-8)

(2)私立学校法第 42 条の規程は、学校法人溝部学園寄附行為(提出資料 4-1)第 21 条及び第 34 条 2 項に記載されている。評議員会は、寄附行為に定められた規程に基づき開催され、予算、借入金、事業計画等の諮問、決算等については理事長から評議員会に報告がなされた後、意見が求められている。

よって評議員会は、理事長及び理事会の諮問機関として適切に運営されている。

[区分　基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学校教育法施行規則の規程に基づき、教育情報を公表している。

(2)　私立学校法の規程に基づき、財務情報を公開している。

＜区分　基準Ⅳ-C-3 の現状＞

(1)教育情報の公表については、学校教育法施行規則の規程に基づいて、以下の内容について短期大学ホームページ(備付資料 3-103)で広く社会に公開している。

①教育研究上の基礎的な情報

1)学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育上の目的

2)専任教員数等

3)校地・校舎等の施設、その他学生の教育研究環境
4)授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
②修学上の情報等
1)教員組織、各教員が有する学位及び業績
2)入学者に関する受け入れ方針
3)入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、進学者数、就業者数
4)学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準
5)学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
6)教育課程・履修モデル
7)進路選択・心の健康等支援
8)教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

(2)私立学校法及び学校法人溝部学園寄附行為(提出資料 4-1)第 35 条に基づいて、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表)、事業報告書、監事の監査報告書(備付資料 4-7)を法人事務局及び各設置校に備え付け、閲覧に供するとともに、その情報は短期大学ホームページ(備付資料 3-103)上にすべて公開している。

また学内で財務情報を共有する観点から、毎年、適切な時期に教授会の議題として上程し、その概要を事務局長が説明している。

参照:＜教授会資料＞ 学校法人溝部学園及び別府溝部学園短期大学の財務状況(概要)(備付資料 4-105)

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

特になし

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

(1)ガバナンスに関する自己点検・評価報告書に記述した改善計画と実施状況

＜改善計画＞

①決定した年度予算等について短期大学の関係部署への浸透度合いを深める。

②年度予算の進捗状況の把握により適正な執行を図る。

＜実施状況＞

①平成 25 年 4 月に短期大学教務課に金融機関出身(コンプライアンス統括部を経験)の職員を 1 名採用、さらに平成 26 年 4 月には法人事務局に法人機能の強化を目的に金融機関支店長経験者を 1 名採用し、法人事務局と短期大学の連携は格段に強化され、平成 28 年度以降、年度予算等情報の共有化に計り知れない効果が出てきている。

②毎年 9 月の短期大学の教授会において、前年度決算の報告、解説等に加え、令和元年度より、新年度予算の進捗状況についても、必要科目については説明し、適正な執行と経費節減等の協力要請を行う。また 12 月の教授会においては、毎年度の中間期試算表の概要及び新年度の予算取組方針等についても、法人事務局が説明し、短期大学と各イベント予算を中心に協議し、年度予算に盛り込んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし